

# 蘇 生 會

宗教法人禅譲 葬儀会社・関連事業 M&A



敢えて、その理由あり。すっきりしない思弁的文脈多大です。こうした説明の仕方に努めるということは、宗教法人禅譲業務のあらゆる側面を考慮した上での理由です。下記に宗教法人禅譲に伴う提要のすべては明示してございます。ご熟読ください。

## 1 部 宗教法人禅譲

### 1 宗教法人禅譲の目的

#### イ 宗教法人禅譲・取得の目的を明確にする

来訪者 先日ご連絡させていただきました者です。本日は私共で宗教法人を取得したいと考えておりますが、何か良い法人はございませんでしょうか。

代 表 はじめまして、宜しくお願ひ致します。取得の目的は如何ですか。

来訪者 いや、全てです。つまり、税務面や宗教法人を利用した事業経営面、そして、付け加えてメンタリィティーの面です。唐突で恐縮ですが、どうして他の宗教法人禅譲や M&A の業者のように宗教法人の資料を一部公開しないのですか。商売でしょう。

代 表 それについてもご説明いたします。先ず、取得の目的ですが、上げると多々在ると存じますが、税務面（営利法人と比較しての意）の有利性や宗教法人でなければ許認可が得られにくい業種、または既存の教団拡張のため、または特定の宗教者が宗教法人代表権を取得して宗教行為を確立するため等々ですが、本来の目的は当該宗教法人の宗教的価値を実現するため宗教者として人生を賭す。という信念の下に取得の目的がありますことは、どうか了解してくださいませ。

ロ 宗教法人売買・宗教法人 M&A（買収）は民法の公序良俗に抵触

ハ 宗教法人 M&A（合併）は整合性がある

代 表 その上でですね、すでにお分かりのように、宗教法人は公益法人です。売買の対象じゃないのですよ。売買はとどのつまり民法の公序良俗に反するので、訴訟にずれ込んだ場合など全て無効になる可能

性があるのですよ。それに神仏を商材として、たたき売りの様に陳列する不敬なことは當會ではしないのです。行儀よくしています。叩き売りをお好みの方はそういった業者さんの所へ行ってください。私共とのお付き合いは結構でございます。

また、二つ以上の宗教法法人の合併は、宗教法人法（第5章32条～42条）で規定され認められています。従って、合併のためのM&A業務は整合性があります。しかし、企業の合併の様に株式市場が介入することは宗教法人に於いては皆無であるため、当該二つ以上の宗教法人間当事者の手続きに留まり、実質的にはM&A業界が請け負うことは希です。

**来訪者**      じゃ、何で御會は、そんな違法性を含有したような宗教法人M&Aをどうしてやっているのですか。理屈が合わないでしょ。

## ニ 宗教法人禅譲は正しい周旋による

**代表**      分かりました。それも含めてお話ししましょう。私共のM&A業務は葬儀社関連事業のみです。宗教法人に於いては全て禅譲です。禅譲とは当該宗教法人側の教義信条をして、代表役員・責任役員・信徒

の全ての信任承認をいただき、かつ、当該宗教法人の承継を享ける側の信仰の態度や理解を十分に保ち尊崇していること。また、次期代表役員として当該宗教法人の目的遂行に相応しい人格者であること。こういったことを充分見定め、または次期代表役員として信仰面サポートのお手伝もさせていただき、両者を取り持ち、正しい禅譲のための周旋が私共のサービスとデューティなのです。禅譲は単なる商取引の契約ではなく、相互の信仰を元にした信頼の下にあります。M&A 契約のように相互の担保保全保証がなければ安心と保全にならない。という所もあると存じます。一応、相互に合意書は作成いたします。

ホ 宗教法人の継承ではなく承継をする

へ 宗教法人を買い受けるのではなく宗教法人禅譲を享ける

代 表 これは、私共の會の目的の資料です。先ずお目をお通し下さい。ダークな領域の業務と世間ではレッテルを貼りますが、何時の世にも宗教は人の営みを根底から幾重にも支える必要不可欠なものです。あくまで私共では、そういった宗教的信念の復古を願い、それを纏めてお世話をする業務なのです。企業だけが後継者の継承じゃあり

ませんよ。現実、宗教界だって非常にそういったことが必要な状況  
なのですよ。継承は、先代の身分・権利・義務・財産を受け継ぐ。  
承継は上件に先代の地位・事業伝承相伝・精神を受け継ぐ。享ける  
とは、供物や祈りを素直に捧げ受け容れるという意。よって当該宗  
教法人目的に沿った教義信条と、それを護持してきた先達の魂を受  
け入れるという意味です。故事に謂う処の本来の禪譲です。宗教法  
人を買収受けるではありません。宗教法人の禪譲を享けるので  
す。

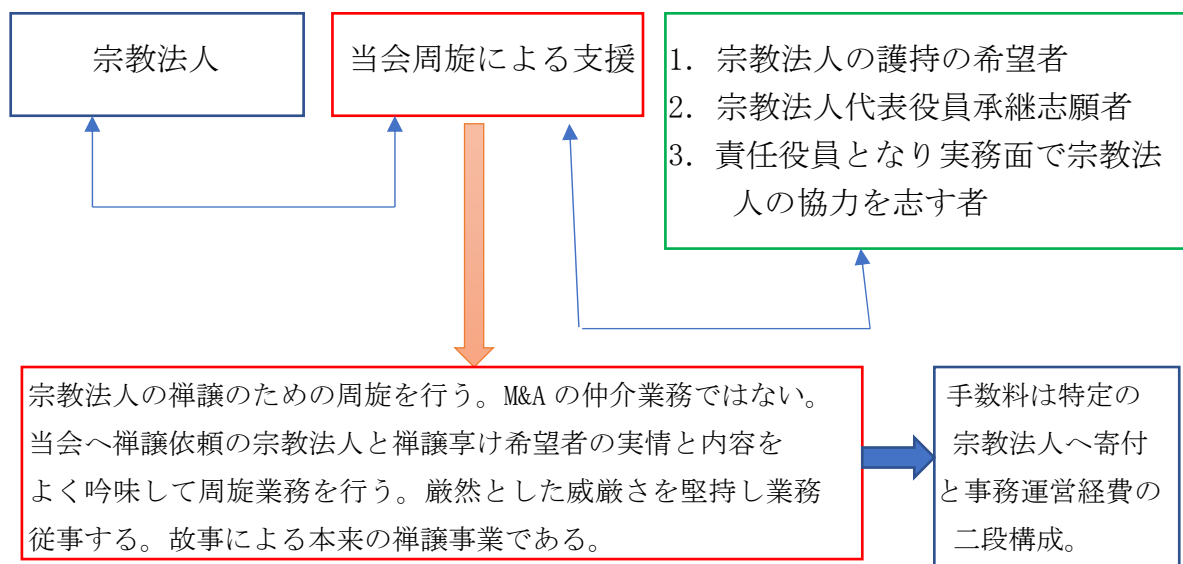
## 當會目的

(資料集 1・當會の目的)

私達のコンセプトは宗教的行動様式の復古と創出です。それは私達の先祖が大切に営み伝承してきた精神土壌の復活と、誰もが心の奥深くに備え持つ魂への直感を創出へと導く宗教法人の承継のお手伝いをする事です。

私たちの大切な精神文化である日本伝統宗教は、形骸稀薄化の一方を辿る今、その因ってきたる素因となる社会現象の無責任体制を批判し、国体の基である神勅への共鳴(国体の秩序)や仏教思想哲学の知性を基にした、人生を生き抜く智慧への回帰等々、伝統的知恵・行動様式の復古と承継を目指します。

此の自然世界と人間文化とに相互依存関係、因果律の関係を徹底して肯定する宗教的、道徳的な営みに依って、誰もが心の奥深くに備え持つ、魂への直感を創出へと導きます。生老病死という悩みの中に、現世安穩後生善処の境涯を内薫・宿縁薫発してゆく使命を担う日本伝統宗教界の蘇生へと至る、支援業務活動を本会の第一義に掲げ活動しております。



## 2 宗教法人禅譲・宗教法人 M&A・宗教法人売買の分別

### イ 宗教法人の承継は代表役員に就任すること

来訪者 何だか素晴らしい御託宣の様ですが、よく意味が分かりませんし、ピンときませんね。本日こちらには、ビジネス感覚で来させていただきましたので、もっと割り切って商談できないのですか。なんだか宗教を信仰することから始めなくてはならない様で、気が重いですね。はっきり申し上げて、信教の自由を無視して特定の宗教を強要されているようで。如何です。

代 表     その通りです。宗教法人の承継は、具体的には当宗教法人法で定めるところの代表役員に就任し、当該宗教法人の最高責任者となり当該宗教法人の目的を遂行する。その過程に於いて法人法で定める税制面等の利便性も備わっているのです。

従って、当該宗教法人の信仰をすることは当たり前のことです。それは切り離せない不二のセットです。その覚悟がないのなら止めるべきです。また、おっしゃりたいこともよく分かります。宗教法人の禅譲・M&A・売買は非常に分別仕分けが難しい紙一重的立ち位置です。一般の方々からすれば売買取引にしか見えないでしょう。先ほどメンタリィティーの面もおっしゃいましたでしょう。当初は不純的かもしれませんが、これもそう云った縁かもしれません。

来訪者     私にプロの宗教者になれとおっしゃるのですか。それじゃ、ちょっと質問させていただきますが、宗教法人代表役員と宮司・住職それぞれ別人にすることはできますか。

ロ     宗教法人の目的は信仰に基づいた宗教活動が第一義にあること     その中で  
の宗教法人の利便性（税制面・宗教法人許認可事業等）     代表役員と  
宮司・住職の両者別人について

代 表     プロになるお手伝いをさせていただくのも當會の仕事のひとつです。宗教法人は特別法による公益法人であり、宗教法人法が定める宗教団体として法律上の能力を持ち、教義を広め儀式行事を行い、宗教上の行為（宗教活動）を行う国家が認めた法人です。

本日お越しになられたのは、宗教法人の利便性（税制面・宗教法人許認可事業 等々）をお考えの上でしょうけれども、それはそれで理解できます。ですが百歩譲っても、建て前の上でもプロにならなくてはダメです。いきなり代表役員になるのはちょっと気が引けるというのであれば、当初は法人規則に割れない様に貴殿指名者数人で責任役員として就任し、初期の目的を遂行するのもひとつの手です。いや、それはリスクがあると思うし面倒だし、自分はすぐに代表役員に就任して自分の指名責任役員で固めて宗教法人を事実上取得したいというならば、形の上でも私共の指導の通りに信仰面を振舞って実行してください。それらの上で、その内、当該宗教法人の持つ神仏の力と因縁を良くも悪くも受けて行き、宗教的芽生えを発芽することになると存じます。

それと、代表役員と宮司・住職それぞれ別人ということですが、法律的にそれは可能です。しかし、当該宗教法人規則に宮司・住職が代表



役員を兼ねると明記されている場合はできません。

## ハ 宗教全般に知識と経験ある周旋業務が當會の特色

こういった周旋は他の業者ではやっておりません。それは、宗教法人を取り扱う場合、単なる M&A 業務や法人売買の経験値だけでは必ず無理なのです。宗教全般の知識と経験（信仰経験・教団組織経験・宗教思想知識・宗教法人法知識）が極めて重要な鍵となる領域なのです。

来訪者 因みに、その指導とは例えばどんなものですか。

## ニ 宗教法人禅譲のための周旋の流れ

代表 指導と云うより周旋ですが、その主なものを以下に列記させていただきます。（以下、スムーズな禅譲に於ける時間的経緯の流れに準じます。）

- 1 禅譲のための周旋（相互紹介）
- 2 先代表役員等への退職金及び當會周旋手数料の提示
- 3 合意書の作成
- 4 宗教法人（代表役員）変更登記

- 5 所轄官庁宗務課乃至学事課への代表役員変更届
- 6 主たる事務所の移転・従たる事務所の設置・当該宗教法人の目的の追加（変更はできない）等の規則変更届

- ① 被包括宗教法人は、包括宗教団体より代表役員交代に伴う証明書等の発行を受けて変更届をいたしますので、所轄官庁の認可はスムーズです。単立宗教法人の場合は、所轄官庁は当該宗教法人の宗教活動等を厳格に審査し直す傾向があります。
- ② そこで、當會では、当該宗教法人の宗教体としての宗教的思潮流派・宗教集団の解析をします。つまり有機体としての個人の宗教的価値だけでは宗教団体となり得ません。その宗教的価値が個人以外の、他の社会的、文化的現象に伝達され、かつ、人間の生活活動以外の他の現象にも伝わってゆき、その宗教的価値体は社会的宗教現象（カルト等ではない）となって初めて宗教団体・宗教法人となり得ます。ここは非常に大切部分でもあり、煎じ詰めれば、所轄官庁当局は宗教法人法に合致することを前提に、この社会的立場を審査するといっても過言ではありません。以下、参考までに社会的宗教現象の宗教的価値体三つの類型を明示します。思弁を嫌わずご理解ください。

#### 社会的宗教現象（宗教的価値）の三つの類型

（故 岸本英夫博士著 宗教学 より引用）

**帯価性宗教的価値体** 美しいだけの花も、それが、神々しい祭壇に飾られ崇敬の情をもって眺められるとき、宗教的な価値を帯びる。病人に対する看護は、技術的な医学的行為である。しかし、暖かい宗教的な愛情をこめておこなわれることになると、もはや、単なる医術の看護だけではなくなる。宗教的な行為となる。どのような素材でも一時的には宗教的文化現象となりえる。しかし、一時的な帯価性の宗教的価値は個人的な宗教的価値による裏付けがなくなると、すぐに、それ自身の宗教性を失って単なる素材としての現象に還る。持続性のない一過性の宗教現象である。

**蓄価性宗教的価値体** 宗教的価値が、個人を離れて形態の中に

蓄わえられる。そして社会に伝承されていく。例として、十字架は、それに接する個人に、宗教的なはたらきかけをする。従って、宗教法人では礼拝施設が必要条件となる。これを有形価値体「宗教文化財」という。宗教音楽もそうである。荘厳な音律は聴く者の心に自づから宗教的な気持ちを誘発させる。これを無形価値体「宗教的行動定型」という。これが宗教的価値を呼び起こし蓄積性のはたらきをし、宗教的伝承の重要な構成要素となる。

**創価性宗教価値体** 宗教的価値を新しくつくり出すはたらきを創価性という。これには「宗教的人間」と「宗教体」がある。前者は、人間が宗教的な行動を営む場合、それは全て宗教的価値の源泉となる。後者は、同じような信仰体制を共有するという意識をもつ人々によって、構成されたものである。教義思潮の宗教的流派・組織体としての輪郭をはっきりした宗教集団である。

- ③ ②の補足として、宗教法人法 84 条（宗教上の特性及び慣習の尊重）・85 条（解釈規定）が規定するように、信教の自由を妨げてはならない。とともに、行政も宗教団体の信仰・規律・慣習等の事項に干渉してはならない。これらの規定は、宗教法人は宗教的事項と世俗的事項の二面の機能を併せ持っている。よって、宗教法人法は世俗的事項に関してのみ規定し効力を持つ。しかし、この法律は宗教の性善説に立っているとは云へ、現実的な宗務行政は、二極分離が単純に可視化されたものとは言い難のでありあます。言葉乱暴ですが、その都度の認証手続きで化けの皮を剥ぐ、抉られるケース（当該宗教法人の利便性利用目的の場合等）も間々あるのです。
- ④ 宗教的価値・教義信条・公共への福祉をも備えていることが審査の対象とされます。宗教体としての深淵な基礎的土台を踏まえていることを確認の上で再構築計画を検討し、所轄官庁への辞任趣意書・就任信書・責任役員信任承諾書・宗教活動報告書・信徒名簿等の作成を指導し、既存礼拝施設の承継・名義変更（負債がある場合）または新たな礼拝施設の準備を検討します。そうした中で次代表役員交代のための変更登記または、主たる事務所移転・従たる事務所設置等のため、または、

その他の規則変更届の準備もお手伝いたします。当該宗教法人の蘇生が主たる目的です。

- ⑤ 具体的に所轄官庁は、その宗教法人が正当に承継されているか。反社会的なカルト的な宗教性の有無。当該宗教法人の目的外活動の有無。また、当該宗教法人の目的活動の意志はなく、その利便性のみを利用していないか等を、的確に審査します。したがって、先代代表役員の時と次代代表役員に至るまでの当該宗教法人の連続性ある宗教活動を重視します。その中で、宗教活動報告書は非常に大切な書類となります。

また、よく業者や士業の方々のご意見で、行政へのこういった届け出なり申請は認証・承認される、されないと、自己の業務の経験を誇らしげに語る方がおりますが、それは、どうなるか、という真偽の程は、お役所以外に一切分かりません。長年の宗務行政サービスをされているわけですから、直感的に、この宗教法人の諸手続が、きな臭いか、どうか直ぐ分かります。だからこそ、とって付けたような装飾は外し、真っ向から当該宗教法人の宗教的価値と宗教体を凝視し、それ一本を全面に出し、宗教的信念で上申するのが筋というものです。

代 表 大方の業者は、上記 1～3 までで、禅譲や M&A の業務は終了に至ると存じます。私共當會の特徴は、先にも申しました通り、最後まで、当該宗教法人が復古し、蘇生に至るまでお世話させていただきます。（当事者双方の希望で、4 以降の業務をしない場合もございます。）少々、ご説明が長くなりました上、思弁的で真に恐縮でございました。どうぞ、宗教の領域でございますから、ご理解いただきたく存じます。如何でしたか。

来訪者 いや、ちょっと、頭がコンフューズというより、専門用語が多くて理解が難しいですね。それ以上の言葉がありませんね。

代 表 いや、いや、初めはそれでいいじゃないでしょうか。「案ずるより産むが易し」ですよ。禅譲の流れ自体は、それ程難しいものではありませんから。宗教法人の利便性に魅力を感じるのも事実でしょう。ただ、その利便性を有効活用するならば、その前提に、その宗教法人の持つ宗教性を第一義に踏まえて全ての行動を行ってください。そうすれば、所轄官庁もそういった、宗教的信念を軽んじることは決してないでしょう。信念で信じているものの方が強いのです。以下、世界宗教史に基づいた実学と事業経営者が、事物を判断するとき用いる指標に関する愚論（當會資料2）をお渡しいたしますので、宗教の立場をもう少しご理解していただくのにお役に立てるかもしれません。よかったらご覧ください。そう言われて、ああそうですかと、すぐできるものじゃありませんが、あなたも、宗教法人の代表者におなりになるのであれば、その宗教法人の目的とする信仰態勢を是非確立してください。くれぐれも申し上げます。本日は、宗教法人法や税務関連についてのお話し、または既成・新興の教団の裏話についての資料やお話はいたしません、次回にでも、

また、ご検討いただきましたならば、お話しいたします。本日はご苦  
勞様でございました。

来訪者     こちらこそ、貴重なお時間ありがとうございました。

### 3 宗教法人の禅譲・宗教法人支援業務（當會資料2より）

本會が、ご提案致します禅譲・宗教法人経営支援業務は、営利法人の M&A とはその内容は少々異なります。宗教法人側と支援者（篤信者とも云う）側の双方の受益確立をご提案致します。

#### -要旨-（宗教法人法に規定された公益法人）

現在日本で認可されている宗教法人（各宗教派合計）は、その数約 181、000 に上ります。何れも宗教法人法に規定された特別法による公益法人（非営利法人）です。以下宗教法人の基本的概要として特色、性格、目的等を簡潔にし、禅譲・支援業務の概略事案を明示します。

#### イ 宗教法人の概要と特色・性格・目的-

- ① 公益法人ですから当然権利能力を有し、不特定かつ多数の者の利益を目的としています。     どの宗教団体でも主たる目的は 1) 宗教教義の宣布

2) 儀式行事を行う 3) 信者を育成する これに財産的性格として礼拝施設を必ず備えていなくてはなりません。従って、宗教法人の目的は非常に大切に、当該宗教法人の目的以外の宗教活動・宗教法人の利便性利用等（俗に云う M&A 等の売買で宗教法人を入手し、当該宗教法人の目的に明記された以外の他宗教活動や、宗教法人の利便性のみを目的にした税務対策、マネーロンダリング等の利用は宗教法人法の趣旨ではありません。）はできません。裁判所より解散命令を受ける対象にもなります。

② 宗教法人は非営利法人ですが、34 種目の収益事業活動が認められています。原則的に宗教活動収益以外の営利活動を行っていても、利益を分配しなければ営利法人ではありません。利益分配をすれば非営利法人であっても営利法人としての課税対象になります（課税率は営利法人より約 4 % 低くなります）。また、株の売却利益及び配当に対する課税は、その株の運用目的が宗教活動のためであれば課税対象からはずれ無税です。

③ 宗教法人に対する寄付（金銭）は、寄付をする側（個人）も、うける側（宗教法人）も税金は掛かりません。また、寄付をする側が法人である場合、法人所得 2.5%+資本金 0.25% = 1/4 が税務上の経費として認められま

す。これは欧米に於ける宗教法人への寄付経費の特典とは大きく差があります。不動産の寄付は、受ける宗教法人側には課税されませんが、寄付する側に譲渡所得課税が課せられます。しかし、非営利法人の公益性と永続性を図るために設けられた、租税特別措置法 40 条（不動産贈与規定＝公益法人に対する財産の寄付「贈与又は遺贈」による譲渡所得課税の非課税を国税庁長官の承認を受けるための手続き）の承認を得られればこの限りではありません。

以上、宗教法人の税務等の概要を申し上げました。さて、次に実業界（事業）と精神世界（宗教）の宗教法人支援業務関連について申し上げます。一つの精神的求心力を備えた社会活動そのものには、事業活動も宗教活動もその大元では深い関連性があります。その実例と成功例を申し上げます。

## ロ 宗教史から歴史の実例と成功例-

- ① 欧米において総合大学を新設する時は、諸学部の実学の初めに必ず神学部がないと設立できないという程、諸科学の前提に宗教や形而上学の分野は規矩準繩（物事の基準）な構造機能としては備わります。



例えば、経済学や経営学の上に「見えざる神の手」=（古典経済学 アダム・スミス国富論）が市場に介入することを認め、産業革命の起爆要因になりました。

- ② 中世ヨーロッパのマルチン・ルターやカルヴァンによるプロテスタンティズムの宗教改革は、神の教えを一般大衆の人達が理解し実践できるように要約し神の御意志の叶う実践とは、全ての職業を天職（神から授かりし職）として全うすることであると指導し、人々は自分の行動をすべて一定の目的のために組織し勤労をし、その結果全ての流通は回転し、その利潤は神がその労働を良とした証として蓄積され再び資本投下されて近代資本主義を誕生させた史実です。

（プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神マックス・ヴェヴァー）

- ③ 古代インドに於いて、仏教の開祖釈尊滅後約1000年をかけて大乘仏教が成立して行きます。我が国でお馴染みの仏教各派です。当時インド地方の各王朝は、今のウズベキスタンで勃興したカニシカ王朝に約数百年以上の期間に渡り侵略され、富と資源は略奪、約1億人以上が虐殺されました。現代の難民どころの騒ぎではない数です。これは中国唐の僧、玄奘

三蔵著「大唐西域記」にはっきりと記されています。当時のカニシカ王朝は古代ローマ帝国と中国（後漢～南北朝～唐）のシルクロードの流通地点に存在し、地政学的に両国の交易に深く関わり莫大な富を獲得します。この王朝の宗教はゾロアスター教（太陽神と火の神・他宗教を破壊する教義）であることからインド各王朝は徹底的に亡ぼされて行きます。この時、インドでは、釈尊原典系統の上座部の初期仏教教団は現在のスリランカ・ミャンマーへ疎開してしまいます。インドに残った少数の仏教僧が、侵略と破壊を受けるインドの民のせつならざる懇願により、危険で非常事態の中、救済のための現世利益を徹底的に思想研究し、原典仏教思想を止揚しながら大乘仏教（神仏の法力と庶民の信力の境地冥合の利益）を誕生させます。その費用対効果は、災禍（他国侵略の難・国内争いの難・地震台風の難・疫病飢饉の難・日月星宿変怪の難等）からの救済を期し、インドの民に復興の気概をもたらし、時間は掛かりましたがカニシカ王朝はゾロアスター教を改宗し大乘仏教を信奉します。よって、インドにおける侵略は治り、国は解放されて行きます。信奉した証として、実在するカニシカ王の骨壺には仏像が彫刻されています。

④ 近代宗教現象の祈祷の威力は、何ととっても大東亜戦争の時、日本の

安全保障への道程を国際政治の罫で侵略戦争と仕立て、聖戦の名の下で日本侵略を企てた日本嫌いの名役者、米国第 32 代大統領 F.D.ルーズベルトを調伏した事実であります。当時日本の宗教界は宗教団体法の施行のもと国家政策に拠って戦勝祈願、敵国調伏の祈祷（一部の浄土系宗派は反対した。）をしました。多くの宗派が調伏の祈祷をしたので祈祷の成果はこの宗派であるということはありません。しかし、全神道系仏教系の調伏はルーズベルト大統領に向けられたことは事実のようです。その結果、ルーズベルト大統領は戦時中に自殺（死因は多説あり）してしまいます。日本国政府は、我が国宗教界の調伏の威力を見たかとばかりに皮肉り、米国にわざわざ弔電を送ります。米国の東洋学の学者や日本元駐在武官等は、こうした日本の宗教的实力を研究把握しており、それ等を危惧して米国政府に上申したが受けいれられなかったと云われております。乾坤一擲の状況の時、宗教の大いなる現の顕れの事実であります。

⑤ 日本大手企業を代表する販売台数世界トップの自動車製造会社は宗教法人の禅譲を享け運用しております。年に数回、日本国内と各国現地法人のトップと傘下企業を参集し、当社の自動車事故、テスト運転の事故等で亡くなった方々の追悼の霊祭を奉修し、その後、全体会議を行います。

企業の営利暴走を謙虚に修正し、絶え間なく変化する動的な社会環境の中にある企業経営の根幹に、歴史形成の伝統による統合された行動様式の普遍性を企業経営に取り入れた成功例です。

#### ハ あらゆる迷いの時、遡及すべき法（のり）・メルクマール-

ここで、上記、「①見えざる神の手・②神の御意志・③信奉する・④乾坤一擲の時の現・⑤販売台数世界トップの自動車産業」ということは、単なる、その場限りの一時的御利益信仰レベルとは異なり、現代社会システムの要諦に通じ、①～⑤の醸成と影響下で現代の私達の生活が成り立ってきていることは、誰もが疑えない事実であります。

従来の鰯の頭も信心から→棚からぼた餅の御利益信仰から脱皮。徹底して経営の根底（人の営み全て）の中心にある行動様式の普遍的中心＝宗教的思想の規範を、ただ心がける・ただ研究した、自己の信奉する教団組織への全面依存、だけの上面より深く、無意識脳裏の心地にまで染み込ませ革新することで、可変的要素（事業体と社会相関連関）の諸現象を機能として、信仰体勢（宗教法人運用）を基幹線とする基本構造を確立し、あらゆる事業経営に準用していくことを意味します。何時でも経営者は、この基本構造維持（社会システムの構成要

素が不変的、かつ、安定化した要素となる＝宗教システム）と構造変動（可変的社会現象機能）との連関の対比を以て、経営分析と決断に迫られます。さて、抽象的表現はこのぐらにして、推奨する宗教法人禅譲・支援業務の概要と具体的実用を申し上げます。

## ニ 宗教法人禅譲・宗教法人支援業務による普遍的行動様式の取り入れ

先ず、元京都大学准教授で経済産業省の中野剛志博士著「日本思想史新論」から引用させていただきます。

「理性では解明できず、言語では表現しきれない経験世界に目を向け、それを最大限重んじるものであった。人間は一定の社会環境の中での経験や習慣を通して一定の行動様式（社会を貫く精神的態度＝ethics）を体得する。～中略～ そうして統合された行動様式の普遍的な中心には、我々の先達が数千年の時間をかけて形成してきた伝統がある。不確実で動的な社会の中で政治（事業経営）を行うには、宗教あるいは聖なるものが必ず必要である。」

「つまり、本會では、市場原理主義の合理性のみでは行き詰まりという事業経営に対して、歴史の中で新しい経験（事業経営）と古い確信（行動様式の普遍的な中心＝宗教思想理念）とを調和させて、実際の

事業経営や社会生活にとってそれがどれだけ有用であるか、という実践的・実用主義」の施策を、宗教法人禅譲の復古蘇生、宗教法人（宗教者）と事業者との支援提携という形で提供し、基本構造維持（宗教的行動様式）を求心力にして事業主体（事業目的遂行）に成果を実現して行くことが本會の事業目的であります。

#### ホ 具体的実用の効果-

① 三種複合の実用主義を本會が推奨いたします。

「そういった、宗教法人など取得などしなくとも、これまでの人生に於いて精神的確信となる自己の信仰する宗教をすでに持っている。それをすでに人生に事業に活用している。」という方は、これ以上申し上げることはありません。しかし、ここで敢えて申し上げるならば、過言は控えますが、自己の信奉する教団への全面依存等である場合が多いのであります。當會では、自ら宗教団体のトップとなって宗教体の良くも悪くもその全てを全身で知るのであります。行動様式の普遍的中心の重みと宗教体の現実実務観と事業経営の三種複合の調和の実用主義を本會が推奨いたします。

## ② 宗教者と事業経営者の引き合わせ

事業経営者のパーソナリティシステムと、事業とその取り巻く環境の社会システムと、この両者の行為を方向付ける文化システム・宗教法人の提携は多種多様で、あらゆる可能性を秘めています。旧態然とした硬直、形式化した固定的な観念的経営戦略の思考停止状態と、問題事案の切り捨て等を、一段高いレベルに取り組んで到達する解決法「統合」への助力となる核心を提示できる宗教者と、事業存続の為の機能分析を求める事業経営者とを引き合わせる周旋を本會が支援致します。

## ③ 多種多様の業務提携形態

支援業務提携形態は種々多様です。その時々相談を宗教者に求める戦国時代の軍師的提携もあります。この場合、宗教者が宗教法人の代表役員の職にあることは必要条件ではありません。また、宗教法人と業務委託・業務提携をし、収益事業 34 種目の事業展開することも必要と存じます。この場合は単なる宗教法人の利便性のみの特化した利用ではなく、宗教の持つ威厳性や尊崇の念（顕益＝確かに顕在化した現実としての利益、冥益＝無常現象世界から離れて心地に薫発

する不動の確信利益)を事業経営者が内得し、篤信者の意識の元、当該宗教法人の責任役員に就任し、当該提携宗教法人で収益事業を行う。そうした宗教法人の護持する方法もあります。ただ、双方が、利害関係の保全リスクに配慮する場合は向きません。押し並べて申しあげますと、主たる目的第一が、事業者と宗教法人の両経営で収入安定基盤の確立、許認可事業の早期達成、または、教団拡大を目指すならば、禪譲を享ける志と策定が必要になると存じます。

#### ④ 宗教者への期待

最近では宗教学者から宗教ビジネスモデルなどという内容の宗教者の収益実態を分類化した書物が出版され、一切宗教の持つ普遍的価値に触れないものが多くあります。この事業に賛同していただく宗教者への期待は以下の如くであります。宗教的行為の形態のひとつである呪術(ご利益信仰)や、大方は死者供養儀礼の渡世シノギにその糧を追いやられている現状から、日常社会の中に於いて自宗の信条信念と合致する、あらゆる社会共同体へ共に影響を与え合うことが理想と存じます。その中で宗教思想という知的要素を伝播させ、宗教法人として国家から承認される社会的宗教現象(帯価性、蓄価性、創価性)の



宗教的価値体制の伝承と精神的資本投下を事業者に社会に国益に利することのできる意気込みと実力のある宗教者に期待致します。

## へ 結 び

宗教の本質は、この自然世界と人間文化とに相互依存関係、因果律の相関を徹底して肯定し、二段三段に治世産業にも通じ社会国家をも制御しつつ、その根底にあるものとしての規範 (norme) として存在しています。この基本構造維持 (社会システムの構成要素が不変的、かつ、安定化した要素となる = 宗教システム) が存在しない事業経営というものは、時節の機運に乗って現れた一時的現象として消滅し過去へと流れていきます。宗教は、いずれも現当二世 (現在から未来へと承継して行く人智を超越した大いなるエネルギー) の所願成就を決める鍵となります。それが証拠に、世界宗教史でも証明され事実であるように、特に伝統宗教では何千年もの間、幾多の度重なる政変や時代の変遷をしたたかに、ことも見事に乗り越えて蓄積された経営ノウハウによって、今この現代にデンと構えて消滅しない組織体 (宗教体) なのです。

これから先への理解と期待は、「いや、そうかもしれない。」という

方々の直感（無分別智）によります。と申し上げなければなりません。

神仏は鈍感な人には黙して語らないのであります。宗教的価値は、ある時は戦略的に、また、ある時は慈善的に幾つものファンクションを持った領域です。経営者自己の信力と神仏の法力、境智冥合を基にした経営は、何よりも経営者の方々の経営現場での遡及すべき根底の規範（経営継続の為のメルクマール＝普遍的行動様式）として働くことと存じます。そして、最後に、宗教法人の禅譲は、その宗教法人が、今まで存続してきたすべての因縁も伴に背負い込み、承継することになる。という事実もご理解の上、宗教法人を承継していただきたいと存じます。

また、禅譲後も宗教法人運用の為のアドバイス（当該宗教法人の目的の遂行と実際の宗教法人経営の実務）も併せてご提供致します。

以上、

## 2部 葬儀会社 M&A・葬儀業界 M&A・関連事業 M&A

### 1 葬儀会社 M&A・葬儀業界 M&A・仲介諸契約の内容

- イ 葬儀社所有の葬儀会館及び葬儀会館建設・改築可能の土地建物売却と買収  
當會から提携不動産業者に仲介業務委託をします。
- ロ 葬儀会社 M&A・葬儀業界 M&A の事業・株式・資産の譲渡または事業分離  
提携 M&A 業者に業務委託をし、従来のアドバイザー契約→秘密保持契約  
→最終合意書へと一連の M&A 諸契約締結とクロージングへと進みます。  
(規模・内容によって提携先を省くことがあります。) 何れも當會が情報収  
集源のフロント業務となります。

### 2 葬儀会社 M&A・葬儀業界 M&A に当たっての業界需要

葬儀規模縮小の現今ですが、異業界からの新規参入が増えております。また、同業者様からの商圈拡張の需要も目立ちます。以下に、私共と懇意であります中堅葬儀会社・石材会社・葬儀コンサルティング・三種一手の経営者からの事業計画の一部を抜粋し、今後の葬儀需要と、業界変遷状況の説明に充てます。

『現在の都市部葬儀社の課題の一つに、近い将来確実に増えゆく死亡者数により、火葬場待ち日数増加、待機安置施設不足、式を行う為の施設、等々が少ない事が挙げられます。又、増加の一途を辿るコンパクトな葬儀+供養埋葬に対する要望の多さ、それらへの対応・カバーが中々できていない事などが挙げられます。』



又、現在の石材店の課題の一つに、墓石建立数減も勿論ですが、現在も多い今後増加の一途を辿るであろう『お墓じまい』その中でも特に『適正な御影石(花崗岩)の残材処理(産廃)』です。御影石(花崗岩)は高硬度により専門処理施設でないと引き取ってもくれませんし、引き取り・運搬も、と『法令違反』となります。弊社も年間 15~20 基のお墓じまいを依頼され 1 基辺り 3~4t の重量が有る為、合計年 45~80t の残材が発生します、加えて千葉県内三千社有ると言われる石材店、その 30% の 1000 社としても、4 万 5 千~8 万 t の残材の発生。関東エリア内だとこの 3~5 倍



の 13 万 5 千～40 万 t の残材処理量となります。残材処理に困ってる石屋さんは、沢山いらっしやいます。またお墓じまい後のご遺骨の適正な『埋葬場所』(安価＋コンパクトな埋葬場所)の確保が少ない事などが挙げられます。特に今後の死亡者数増加に伴う『需要増』を加味すると、各種施設インフラの脆弱さを感じます。

#### そこで…大掛かりな【新規事業計画(案)】

上記業界の課題を加味して、開始期間・場所は、まだ公表出来かねますが、関東主要火葬場隣接地で、御影石中間処理施設＋霊園・納骨堂・樹木葬施設＋葬儀レンタルホール＋レンタルご遺体安置室を『mix』で事業化しようと企画しています。

お葬式▶火葬▶お墓じまい▶御影石の残材処理▶埋葬されていたご遺骨のご供養迄、一貫して一度に同じ場所で完結出来る形を目指します。(複合型仏事施設/BtoB 利用向け施設/業界のお悩み解消事業)火葬場の隣接地は、特に迷惑施設にはなりにくく近隣にもご迷惑はかかりません。又東京 23 区外の関東エリア内で、火葬件数の多い施設近隣(年 5,000 件以上の施設利用箇所を選定中)に 1～5 ヶ所の事業化を予定しており、我々にしか出来ないオンリーワン事業を目指します。ご覧の様に事業投資に値する事業案件も、ある程度定まりつつ有り、許認可申請得意なメンバーと現在は、場所等を選定中です。』

### 3 葬儀会社 M&A ・葬儀業界 M&A の違い

葬儀会社とは、葬家と直接交渉して葬儀を執行する元請け業者。

葬儀業界とは葬具・仕出し・花・納棺メイク・葬儀紹介業(紹介業社→葬儀社)・配膳業社・霊柩車事業社をいう。異種業界から新規参入者様には地場に適した機能的な葬儀業者を纏めて紹介致します。

### 4 葬儀会社 M&A ・葬儀業界 M&A に当って業界基本構造と歴史

#### イ 葬儀の基本構造

- ① 死者の後生善処(死後の安らかを願い形を通して想いを創出)
- ② 相対的に朽ち果て行く遺体の処理を完結に行う
- ③ 直系親族のグリーフケア
- ④ 社会のグリーフケア(故人が活躍した社会の死と次代への転換)

以上の四つの事項を執行する。

(故 藤井正雄博士講義 講義ノートより引用)

#### ロ 葬儀業者の歴史

葬儀の歴史は古今東西古いですが、葬儀業者となると葬儀の歴史から

時代を下ります。『日本固有の基層文化として「魏志」倭人伝・「日本書紀」神武紀・「延喜式」にあるように、徹底して死穢を祓う禊ぎもあり、触穢忌避観念は法律ともなり、死穢や葬儀に対する忌避が社会常識化され、上記イ葬儀基本構造に伴う入棺の儀や火葬・土葬・墓所造営などタブー視して、一般人（この時代の一般人は、悲しみという感情は当然あっても死穢の意識の重層にあり、葬儀の習慣もまだなく、遺体は捨てるのが一般的だった。）は一切参加しなかった。そういった死穢に対する社会差別意識と密接に関連し、それに逆行する需要として「葬礼之輩」という葬儀専門業者が誕生します。それはまた国政権力によって自力的被差別集団として再編成されて行きます。』

（井原今朝夫博士著 史実中世仏教第2巻より引用）

#### 「葬礼之輩」

籠 僧 （こもりそう） 専ら葬儀に参加する僧侶（三昧聖）  
犬神人 （いぬじにん・つるめそう） 大社に従属する下級神官

センシティブな内容ですが、こうした非日常・畏れ・穢れという歴史過程の中からやむにやまれず葬儀業者は誕生しました。ですから歴史は古い職域なのです。そして実存的な「死」という現実に対峙する職域は葬儀業者のみです。厳密的には宗教界は本来「死」という領域に対峙しないのが基本にあります。

以 上

蘇生會 東京都中央区銀座 6-13-16 銀座 Wall ビル UFC501

TEL 03-6869-7429

FAX 050-6875-5958

代 表 中川盛琉

副代表 鈴木陽之

参 与 1 名

顧 問 1 名